

## 特記仕様書

1. 業務名 守山市南部(第2期)地区都市再生整備計画事後評価業務
2. 履行場所 守山市内
3. 履行期間 契約締結日から令和7年3月25日まで
4. 業務概要 業務内容および特記事項は下記のとおりとする。

### 記

#### 第1章 総則

##### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、守山市南部(第2期)地区都市再生整備計画事後評価業務（以下「本業務」という）に適用する。

本特記仕様書に明記していない事項または疑義を生じた場合および仕様書に変更を要する場合は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

##### (目的)

第2条 本業務は、「守山市南部(第2期)地区都市再生整備計画（計画期間：平成30年度から令和5年度）」が計画期間終了を迎えたことから、各種事業の成果を客観的に調査・検証し、効果発現の要因や今後のまちづくりのあり方を検討・評価することにより、効果を持続させることを目的とする。

##### (準拠すべき法令等)

第3条 本業務では、本特記仕様書に定めのない事項については、「都市再生整備計画事業等 評価の手引き（令和4年度版）」等を参考にして実施するものとする。

##### (業務対象範囲)

第4条 本業務の対象範囲は、「守山市南部(第2期)地区都市再生整備計画」に位置づけられた計画区域とする。ただし、新たに調査等が必要な区域が生じた場合には、発注者、受注者の協議の上検討を加える。

##### (管理技術者および照査技術者)

第5条 本業務に関わる管理技術者および照査技術者は、技術士（総合技術監理部門または建設部門「都市および地方計画」）を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務はできないものとする。

(協 議)

第6条

- (1) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務等着手時および設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第7条

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  1. 業務概要
  2. 実施方針
  3. 業務工程
  4. 業務組織計画
  5. 打合せ計画
  6. 成果品の品質を確保するための計画
  7. 成果品の内容、部数
  8. 使用する主な図書および基準
  9. 連絡体制（緊急時含む）
  10. 使用する主な機器
  11. その他
- (3) 受注者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえでその都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(瑕 疵)

第8条 本業務は、作業完了後、発注者が最終検査を行い、それに合格した時点で完了とするが、完了後に瑕疵が発見された場合、受注者の負担により、速やかに誠意をもって訂正・補足等を行い、納品しなければならない。

(資料の貸与)

第9条 本業務の履行のために必要な資料を、発注者は受注者に貸与するが、本業務完了後、

受注者は速やかに発注者に返還しなければならない。

(機密の保持)

第10条 本業務に関して知り得た事実は機密を厳守するものとし、無断で他に漏らし、利用してはならない。

(疑義)

第11条 本特記仕様書に定めのない事項、または業務遂行の過程において本特記仕様書の内容もしくは解釈について疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。

## 第2章 業務内容

(業務の内容)

第12条 本業務は、以下の内容とする。

### (1) 事後評価方法書の作成

都市再生整備計画に記載した目標を定量化する指標およびその他の数値指標に関する評価値の計測方針等を検討するとともに、実施過程や効果発現要因、今後のまちづくり方策等を評価・分析する上での手法・手順・体制等の方針を検討・調整し、それらの内容を記載した方法書を作成する。

### (2) 事後評価原案の作成

#### ① 成果の評価

計画に記載した事業(交付対象事業・関連事業)の実施状況を確認するとともに、所定の統計データや守山市が提供するデータに基づき目標を定量化する指標の達成状況を検証する。

なお、指標「歩行者・自転車通行量」については、5地点〔銀座通り(北野電気前・シャリエ守山梅田前)、中山道(うの家前)、ほたる通り(沢井電気前)、すこやか通り(郵便局前)]を対象に通行量調査を行う。調査は、平日1回、午前8時から午後8時までの12時間調査とする。

また、設定した数値目標以外の指標での効果や定性的な効果が認められる場合には、これらについても考察を行う。

#### ② 実施過程の評価

計画の数値目標の達成や事業の実施過程において、継続的なまちづくりの推進に向けた「住民参加の実施」や「まちづくり体制の構築」に関して、どのような取り組みが行われてきたかを整理する。

#### ③ 効果発現要因の整理

効果発現要因として、実施事業の指標改善への貢献度合いをチェックするとと

もに、複数の事業の組み合わせによる相乗効果の状況や達成見込みとの関連性などを評価し、今後の活用または改善の方針等について整理する。

④ 今後のまちづくり方策の作成

実施過程の検証、効果発現要因の整理等の内容を踏まえ、地区に残された課題や事業実施に伴って新たに発生した課題等の検討を行うとともに、今後必要となるまちづくりの取り組みや具体的な施策・事業等について幅広く検討する。

⑤ (仮称) 庁内検討会議の運営支援

上記の事後評価原案の作成にあたって、庁内関係課等のメンバーで構成する会議(1回開催予定)で検討・調整を行うものとし、その会議資料の作成や結果の取り纏め等の運営支援を行う。

(3) 評価結果の公表・審議資料の作成

作成した事後評価原案をもとに、市民や評価委員会の意見を聴くための公表用資料や審議資料(パワーポイント等)を作成する。

また、評価委員会(1回開催予定)に出席し、結果を整理する。

第13条 本業務が完了したときは、受注者は発注者に以下のものを成果品として提出しなければならない。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 事後評価原案        | 3部 |
| (2) 上記電子データ(CD-R) | 一式 |
| (3) 打合せ記録簿        | 一式 |